

京・くらしの安心安全情報 第121号

(令和4年2月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

いよいよ成年年齢引下げ！

「成年」になるってどういうこと？（2，3面）

中京区総合庁舎へ移転！

こんにちは、京都市消費生活総合センターです！（4面）



京都市と京都生活協同組合が

「『エシカル消費』普及促進に係る連携協定」を締結しました！



令和4年1月12日（水）に、京都市と京都生活協同組合は「エシカル消費」を広めるための連携協定を締結しました！

「エシカル消費」とは、より良い社会に向けて、買物などの際に、「人や社会、環境、地域に配慮されたものを選ぶ」といった消費行動のことをいいます。

今後、持続可能な社会の実現に向け、京都市と事業者がそれぞれの立場の強みをいかし、連携して、市民一人一人が食品ロスの削

減、リサイクル商品やフェアトレード商品の購入など「エシカル消費」の具体的な取組を実践していただけるよう、普及促進のための啓発や情報発信を行っていきます！

協定の内容

- 1 エシカル消費の理念等の市民への浸透に関すること
- 2 消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進
- 3 モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用される暮らしや事業活動等、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組の推進
- 4 生物多様性の保全に向けた支援
- 5 その他SDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与する取組として、両者が協議し合意した事項

「エシカル消費」普及啓発ホームページ
「みんなで、みんなに、いい消費。」



kyoto-ethical.com

Twitter



@kyotoethicalun

Facebook

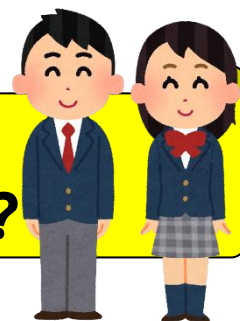


@kyotoethicalun



いよいよ成年年齢引下げ！

「成年」になるってどういうこと？



民法の改正に伴い、2022年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成年年齢の引下げは、18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としており、世界的にも18歳を成年年齢とすることが主流となっています。

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2002年4月1日以前の生まれ	20歳の誕生日から	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日から	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日から	18歳
2004年4月2日以降の生まれ	18歳の誕生日から	18歳

考える！新成人！



契約や買物は、

しっかり考えてから。

未成年の間は、契約するときに法定代理人（一般的には両親）の同意が必要です。（ただし、自由に使える「おこづかい」の範囲の契約などには同意はいりません。）

成年になると、自分自身でどんな契約もできるようになります。親の同意を得ずに未成年者がした契約は、取り消すことができますが、成年がした契約は、失敗したと思っても、特別な理由がない限り、取り消すことはできません。まだ仕事等の社会経験がない学生でも、成年がした契約は自分の責任になります。

成年になるということは、自分の判断でいろいろなことができるようになる半面、社会の一員として自分の行動に責任を持たなければいけません。

自分の行動にきちんと自分で責任を持つことができる
「成年」になるために、18歳になったらできるようになること、20歳にならないとできないことを理解するとともに、「成年」になった時に消費生活に困らないために、今のうちから「契約」について、しっかり学んでおきましょう！



「成年」18歳になったらできること、

20歳にならないとできないこと



「成年」になったらできること	20歳にならないとできないこと
■親の同意なしの契約 携帯電話の契約/クレジットカードの作成/アパートの部屋の賃借契約など ■意思決定 自分の住む場所・就職などを自分の意志だけで決めることができる。 ■結婚 自分の意志での結婚（女性は16歳から18歳に引き上げ） ■10年有効パスポートの取得 ■性同一性障害者の性別変更請求 など	■飲酒 ■喫煙 ■公営ギャンブル 競馬/競輪/競艇（ボートレース）/オートレース ■中型免許（中型自動車の運転免許）の取得 など



「飲酒」や「喫煙」は、若者の健康被害を防ぐため、
「ギャンブル」は、ギャンブル依存症や犯罪につながる
危険性があるため、20歳になるまでできません。

成年になったら…契約には十分な注意を！

●契約には「責任」が生じます。

契約とは、法的な責任が生じる約束のこと。商品やサービスの売り手と買い手が合意したときに契約は成立し、権利と義務といった法的拘束力を持ちます。口約束でも契約は成立します。契約するときには、本当に必要なものか慎重に検討しましょう。

●「未成年」と「成年」ではリスクが違います。

社会経験が少ない若者を悪質商法などから保護するために、未成年者の契約は、親の同意が必要と法律で定められています。そのため、未成年者が親の同意を得ずにした契約は、原則取り消すことができます。親の同意が不要で、一方的に契約を取り消すことができない「新成人」は、悪質業者から狙われやすくなりますので、注意が必要です。

●「成年」でも「契約の取消し」ができる場合があります。

無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」や、「消費者契約法」による契約の取消しができる場合があります。

悪質商法や商品・サービスの契約トラブルなどが発生したら、お住まいの地域の消費生活センターへすぐに相談しましょう！



中京区総合庁舎へ移転！

こんにちは、京都市消費生活総合センターです！

京都市消費生活総合センターは、令和4年2月14日に中京区総合庁舎へ移転しました。

今後も、京都市消費生活総合センターでは、市民の皆様の身近な味方として、消費生活等に関する相談に応じ、問題解決のために助言やあっせんを行うとともに、消費生活を営むうえで必要な知識を正しく習得し、ご自身で行動できるように出前講座をはじめとした消費者啓発を行ってまいります。

■消費生活相談	TEL 366-1319
商品やサービスに関する契約上のトラブル、悪質商法による被害、訪問販売や通信販売等における事業者とのトラブル、製品事故や安全性を欠く製品被害など、消費生活に関する相談を受け付けています。	
■多重債務相談	TEL 366-1316
債務状況について事情をお聴きし、必要に応じて、多重債務相談を専門とする弁護士への橋渡しを行います。	
■交通事故相談	TEL 366-3305
交通事故の被害者や加害者に対し、専門相談員が示談の方法、賠償問題に関する相談を受け付けています。	
■法律相談（予約・問合せ）	TEL 366-3349
■市政一般相談	
日常生活を営む上で抱える様々な法律上の疑問や問題について、問題解決の糸口となるよう、弁護士による法律相談を受け付けています。また、市民の皆様からの要望・苦情・問合せ等を電話などで伺ったうえで、適切な窓口のご案内等を行っています。	
■出前講座（申込み）	TEL 366-2250
■食品表示（品質事項）お問合せ	
■FAX 番号	366-2259

相談受付時間：午前9時～午後5時（相談無料）

閉庁日：土、日、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

最寄り駅：市営地下鉄東西線二条城前駅1番出口徒歩3分、市バス堀川御池下車すぐ

【編集後記】

京都市消費生活総合センターは、2月14日バレンタインデーに中京区総合庁舎内へ移転しました。
新しい場所から、これまでと変わらず、みなさんの安心安全な生活を守る情報を発信してまいります！

京都市消費生活総合センター

☎366-1319（消費生活相談専用）

☎366-1316（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収
等へ！

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎811-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

令和4年2月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター 京都市印刷物 第033213号

